

令和7年度 第1回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会

日 時：令和7年5月8日（木） 11：00～

場 所：大阪港湾局 第1会議室

議 題

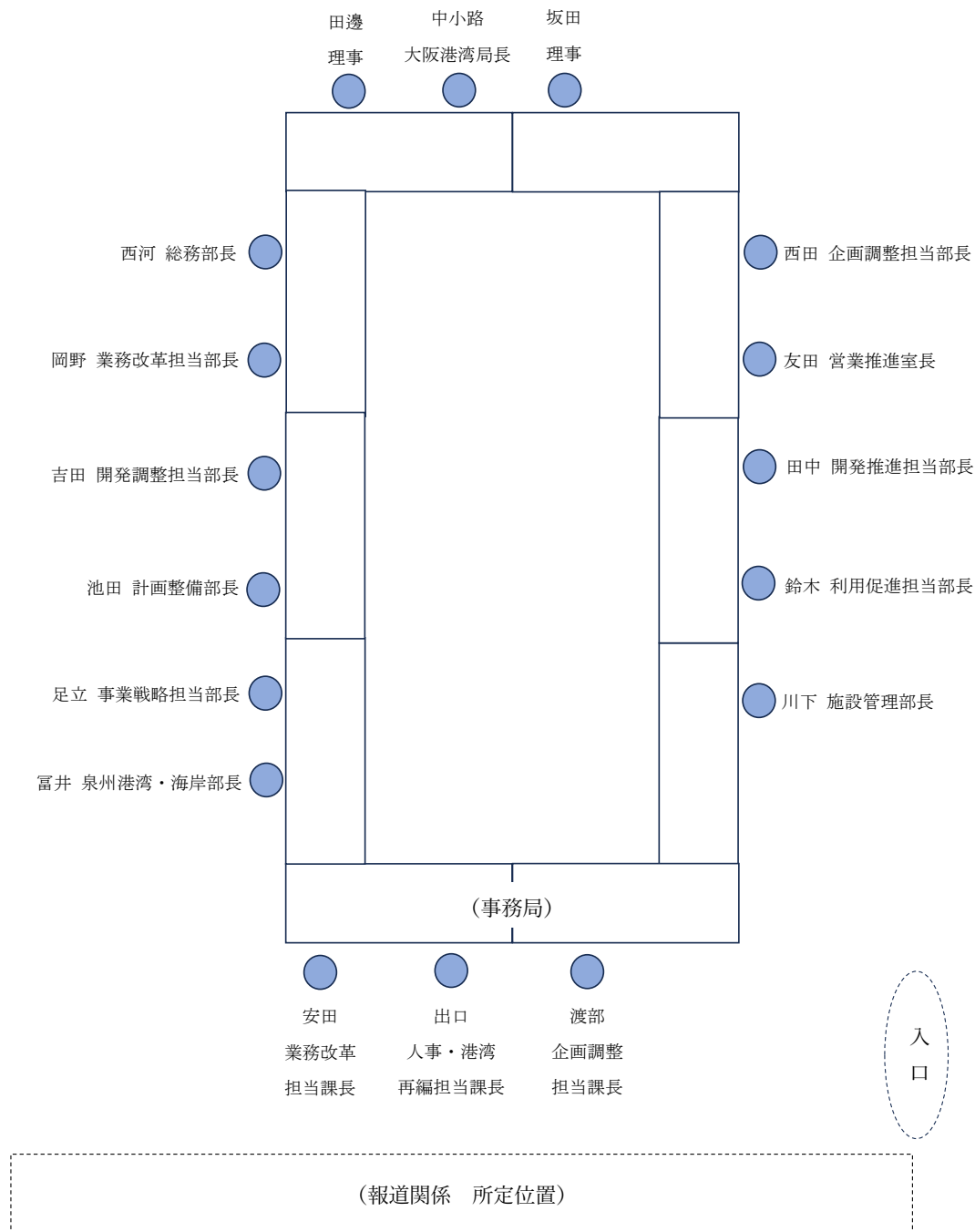
- 1 大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱の改正について
- 2 懲戒処分について
- 3 休暇、超勤、休職者の状況について
- 4 その他

大阪港湾局服務規律確保推進委員会 名簿

委員長	中小路 大阪港湾局長
副委員長	坂田 理事
	田邊 理事
委員	西河 総務部長
	西田 企画調整担当部長
	岡野 業務改革担当部長
	友田 営業推進室長
	吉田 開発調整担当部長
	田中 開発推進担当部長
	池田 計画整備部長
	鈴木 利用促進担当部長
	足立 事業戦略担当部長
	川下 施設管理部長
	富井 泉州港湾・海岸部長

令和7年度 第1回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会 座席表

大阪港湾局 第1会議室



大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱

制 定 平成22年 7 月23日

最近改正 令和 7 年 5 月 1 日

(設置)

第1条 この要綱は、職員の服務規律の確保及び非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶に向けた具体的取組を推進し、もって職員のコンプライアンスへの意識やマネジメント力の向上に資することを目的として大阪港湾局服務規律確保推進委員会(以下「服務推進委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 服務推進委員会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 大阪市服務規律刷新プロジェクトチームで協議された事項の連絡及び周知に関すること。
- (2) 当局独自の取組の策定及び進捗管理に関すること。
- (3) その他、職員の服務規律の確保及び職員の非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶のために必要となる措置に関すること。

(組織)

第3条 服務推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、服務推進委員会の会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に服務推進委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 服務推進委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 服務推進委員会の所管事務にかかる連絡及び部内周知に関すること。
- (2) 服務推進委員会により決定された取組及び措置にかかる部内における促進並びに進捗管理に関すること。

(3) その他委員長が指示すること。

- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。
- 5 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(部会)

第7条 職員の服務規律の確保及び非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶に向けた具体的取組を企画立案し、その取組の推進を図るため、部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会長及び部会員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 3 部会は、部会長が部会員を招集して行う。
- 4 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 服務推進委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

委 員 長	大阪港湾局長
副 委 員 長	理事（府） 理事
委 員	総務部長 企画調整担当部長（府） 業務改革担当部長 営業推進室長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 事業戦略担当部長 施設管理部長 泉州港湾・海岸部長（府）

別表第 2（第 6 条関係）

幹 事 長	人事・港湾再編担当課長
幹 事	総務課長 企画調整担当課長（府） 業務改革課長 管財課長 計画課長 管理課長 総務振興課長（府）

別表第 3（第 7 条関係）

部 会 長	業務改革担当部長
部 会 員	総務部長 企画調整担当部長（府） 総務課長 人事・港湾再編担当課長 企画調整担当課長（府） 業務改革課長

大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前												
大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱	大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱												
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）												
<table> <tr> <td>委員長</td><td>大阪港湾局長</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>理事（府） 理事</td></tr> <tr> <td>委員</td><td> 総務部長 企画調整担当部長（府） <u>業務改革担当部長</u> 営業推進室長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 事業戦略担当部長 <u>施設管理部長</u> 泉州港湾・海岸部長（府） </td></tr> </table>	委員長	大阪港湾局長	副委員長	理事（府） 理事	委員	総務部長 企画調整担当部長（府） <u>業務改革担当部長</u> 営業推進室長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 事業戦略担当部長 <u>施設管理部長</u> 泉州港湾・海岸部長（府）	<table> <tr> <td>委員長</td><td>大阪港湾局長</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>理事（府） 理事</td></tr> <tr> <td>委員</td><td> 総務部長 企画調整担当部長（府） 営業推進室長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 事業戦略担当部長 <u>防災・施設担当部長</u> 泉州港湾・海岸部長（府） </td></tr> </table>	委員長	大阪港湾局長	副委員長	理事（府） 理事	委員	総務部長 企画調整担当部長（府） 営業推進室長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 事業戦略担当部長 <u>防災・施設担当部長</u> 泉州港湾・海岸部長（府）
委員長	大阪港湾局長												
副委員長	理事（府） 理事												
委員	総務部長 企画調整担当部長（府） <u>業務改革担当部長</u> 営業推進室長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 事業戦略担当部長 <u>施設管理部長</u> 泉州港湾・海岸部長（府）												
委員長	大阪港湾局長												
副委員長	理事（府） 理事												
委員	総務部長 企画調整担当部長（府） 営業推進室長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 事業戦略担当部長 <u>防災・施設担当部長</u> 泉州港湾・海岸部長（府）												
別表第2（第6条関係）	別表第2（第6条関係）												
<table> <tr> <td>幹事長</td><td>人事・港湾再編担当課長</td></tr> <tr> <td>幹事</td><td> 総務課長 企画調整担当課長（府） <u>業務改革課長</u> 管財課長 計画課長 <u>管理課長</u> 総務振興課長（府） </td></tr> </table>	幹事長	人事・港湾再編担当課長	幹事	総務課長 企画調整担当課長（府） <u>業務改革課長</u> 管財課長 計画課長 <u>管理課長</u> 総務振興課長（府）	<table> <tr> <td>幹事長</td><td>人事・港湾再編担当課長</td></tr> <tr> <td>幹事</td><td> 総務課長 企画調整担当課長（府） <u>リスクマネジメント担当課長</u> 管財課長 計画課長 <u>施設管理課長</u> <u>設備課長</u> 総務振興課長（府） </td></tr> </table>	幹事長	人事・港湾再編担当課長	幹事	総務課長 企画調整担当課長（府） <u>リスクマネジメント担当課長</u> 管財課長 計画課長 <u>施設管理課長</u> <u>設備課長</u> 総務振興課長（府）				
幹事長	人事・港湾再編担当課長												
幹事	総務課長 企画調整担当課長（府） <u>業務改革課長</u> 管財課長 計画課長 <u>管理課長</u> 総務振興課長（府）												
幹事長	人事・港湾再編担当課長												
幹事	総務課長 企画調整担当課長（府） <u>リスクマネジメント担当課長</u> 管財課長 計画課長 <u>施設管理課長</u> <u>設備課長</u> 総務振興課長（府）												

別表第3（第7条関係）

部 会 長	<u>業務改革担当部長</u>
部 会 員	総務部長 企画調整担当部長（府） 総務課長 人事・港湾再編担当課長 企画調整担当課長（府） <u>業務改革課長</u>

別表第3（第7条関係）

部 会 長	理事
部 会 員	総務部長 企画調整担当部長（府） 総務課長 人事・港湾再編担当課長 企画調整担当課長（府） <u>リスクマネジメント担当課長</u> <u>総務課長代理</u> 人事・港湾再編担当課長代理 <u>企画調整担当課長代理（府）</u>



検索

検索ヘルプ

よくある質問

選んで探す

組織から探す

[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [コンプライアンス・内部統制](#) > [不祥事削減に向けた取り組み](#) > 懲戒処分の公表

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2025年3月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和7年2月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	財政局	課長代理級	事務職員	46	停職1年 （令和7年2月28日）	令和5年10月頃から令和6年8月頃までの間、インターネットを利用し、わいせつな動画画像データ8点について、不特定多数のインターネット利用者が閲覧できる状態とした。 また、上記以外にも、令和5年5月以降、公園や河川敷、海岸、公共交通機関等においてわいせつな行為や性行為を何度も行うとともに、その行為の一部を撮影したものをインターネット上に掲載した。
2	都市整備局	係長級	技術職員	55	停職9月 （令和7年2月28日）	令和6年10月、出張中の公園において、スカート内を含む女性の容姿を盗撮し、同日、出張中の電車内において、女性の容姿を盗撮した。また、同月の別の期間において、勤務時間外に女性の容姿を盗撮した。
3	消防局		消防吏員	25	停職3月 （令和7年2月28日）	令和6年6月、他人のSNSアカウントに不正にアクセスし、アカウントから当該他人の個人的なわいせつ画像を取得して、当該画像等を別の人に送信した。
4	建設局		事務職員 （再任用職員）	63	減給3月 （令和7年2月28日）	令和5年8月、許可を得ることなく、税務署に自身をスポーツジムの事業主として開業届を提出するとともに、同年11月、自身の名義で開業資金の融資を受け、家族が運営・経営するジムを開業した。
5	教育委員会 （学校園）	校長	小学校 再任用校長	64	減給1月 （令和7年2月28日）	令和6年度における教職員への目標管理制度の期初面談を実施すべきところ、故意にこれを怠った。また、期初面談を実施していないにもかかわらず教育委員会事務局へ実施した旨虚偽の報告をした。
6	教育委員会 （学校園）	校長	小学校 再任用校長	63	減給1月 （令和7年2月28日）	令和7年1月、勤務校から自転車で出張中に1回喫煙した。
7	教育委員会 （学校園）		小学校 主務教諭	61	減給1月 （令和7年2月28日）	令和6年度の1・2学期において、児童3名に対し、体罰・暴言や威圧行為を複数回行った。

※令和7年2月28日付けの「鯨死骸海上運搬処理業務委託」に関する職員の処分については、「[報道発表資料 職員の懲戒処分等について](#)」

[こちら](#)（令和7年2月28日報道発表済み）をご覧ください。

この件に関するお問い合わせ

教育委員会（学校園）

教育委員会事務局教務部教職員人事担当

電話番号：[06-6208-9059](tel:06-6208-9059)

ファックス：06-6202-7053

消防局

消防局企画部企画課

電話番号：[06-4393-6207](tel:06-4393-6207)

ファックス：06-4393-6209

その他

総務局人事部人事課

電話番号：[06-6208-7516](tel:06-6208-7516)

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：[06-6208-7511](tel:06-6208-7511)

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2025年4月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和7年3月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	消防局		消防吏員	32	免職 （令和7年3月27日）	令和6年12月、大阪府内のホテルにおいて、女性が16歳未満であることを知りながら性交した。
2	教育委員会事務局		会計年度任用職員	32	減給1月 （令和7年3月28日）	令和6年9月、他の客が乗車済みのタクシーに無理やり乗ろうとし、乗客が抵抗したところ、暴行した。
3	こども青少年局		保育士	33	減給1月 （令和7年3月28日）	令和6年6月から令和7年1月にかけて、正当な理由なくマイカー通勤を常例的に行った。
4	建設局		技能職員	61	減給 （令和7年3月28日）	令和4年1月から令和5年7月までの間、勤務時間中において、少なくとも90回以上医療機関に通院し、職務専念義務に違反した。さらに、新型コロナウイルス感染症にかかる特別休暇及び職務免除（コロナ予防接種）を取得している日についても、新型コロナウイルスと関連しない目的で2回医療機関に通院した。
5	建設局	課長級	事務職員	59	戒告 （令和7年3月28日）	項番4の管理監督責任
6	健康局	課長級	事務職員	54	戒告 （令和7年3月28日）	令和5年5月頃以降、部下職員1名に対して、複数回、不適切な発言等を行った。
7	住吉区役所		会計年度任用職員	62	戒告 （令和7年3月28日）	令和7年2月、自身が担当する業務の前任職員の職場を訪問し、同前任職員の顔を殴った。

この件に関するお問い合わせ

消防局

消防局企画部企画課

電話番号： [06-4393-6207](tel:06-4393-6207)

ファックス：06-4393-6209

教育委員会事務局

教育委員会事務局総務部総務課

電話番号：[06-6208-9076](tel:06-6208-9076)

ファックス：06-6202-7052

その他

総務局人事部人事課

電話番号：[06-6208-7516](tel:06-6208-7516)

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：[06-6208-7511](tel:06-6208-7511)

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

検索

[検索ヘルプ](#)[よくある質問](#)[選んで探す](#)[組織から探す](#)[トップページ](#) > [報道発表資料](#) > [総務局報道発表資料](#) > 報道発表資料 職員の懲戒処分等について

報道発表資料 職員の懲戒処分等について

ページ番号：648224 2025年2月28日

問合せ先：総務局人事部人事課（06-6208-7516）、大阪港湾局総務部人事・港湾再編担当課長（06-6615-7794）

令和7年2月28日 10時20分発表

大阪市では令和7年2月28日、大阪港湾局における不祥事について、次のとおり懲戒処分等を行いました。

職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、不祥事の再発を防止するため、職員の服務規律の確保に引き続き努めてまいります。

1 被処分者

（職員1）

- ・ 所属：大阪港湾局
- ・ 階級：局長級
- ・ 職種：技術職員
- ・ 年齢：59歳

（職員2）

- ・ 所属：危機管理室（当時：大阪港湾局計画整備部）
- ・ 階級：部長級
- ・ 職種：技術職員
- ・ 年齢：57歳

（職員3）

- ・ 所属：経済戦略局産業振興部産業振興課（当時：大阪港湾局総務部経営改革課）
- ・ 階級：課長級
- ・ 職種：事務職員
- ・ 年齢：57歳

（職員4）

- ・ 所属：平野区役所総務課（当時：大阪港湾局総務部総務課）

- 階級：課長級
- 職種：事務職員
- 年齢：57歳

（職員5）

- 所属：大阪港湾局総務部総務課（当時：大阪港湾局計画整備部海務課）
- 階級：課長級
- 職種：事務職員
- 年齢：56歳

2 処分内容

（職員1）

減給1月

（根拠法令：地方公務員法第29条第1項各号）

（職員2）

戒告

（根拠法令：地方公務員法第29条第1項各号）

（職員3）

戒告

（根拠法令：地方公務員法第29条第1項各号）

（職員4）

文書訓告

（職員5）

口頭注意

3 処分事由概要

（職員1）

令和5年3月31日に締結した「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかわり、本件契約締結の決裁権者として、本件契約の締結に向けて適切な指示・監督を行うべき職責を有していたにもかかわらず、令和7年1月30日付け外部監察専門委員による報告書において、本件委託事業者との交渉に進展がなく、本件委託業務の実施から2か月以上が経過しようとしている中において、具体的な交渉の進め方を指示するなど、一歩踏み込んだ指示・監督を行うべきであったと意見されるとともに、法律相談において他の選択肢を示されていたにもかかわらず、本件委託業者の見積額の正当性を詳細に検討することなく、本件契約の締結について決裁を行ったことについて、「年度末に向けて拙速に契約締結の判断をした点において不適切」と評価され、さらには、契約金額交渉担当部署以外の職員が交渉に関与することを容認・指示すべきではなかったと意見された。

また、同報告書において、本件事案の対応における種々の問題点の原因の一つとして、「大阪港湾局におけるガバナンスが機能していなかったこと」を指摘されるとともに、同ガバナンスが不十分であったこと等により、所属内職員による公正契約職務執行マニュアルの禁止事項に該当する行為等の発生を防止することができなかった。

上記一連の行為等により、結果として、市民の疑惑や不信を招いた。

（職員2）

令和5年3月31日に締結した「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかわり、本件業務を所管する課長の上司として、本件契約の締結に向けて適切な指示・監督等を行うべき職責を有していたにもかかわらず、令和7年1月30日付け外部監察専門委員による報告書において、本件委託事業者との交渉に進展がなく、本件委託業務の実施から2か月以上が経過しようとしている中において、本件委託事業者との具体的な交渉に関与するなどして停滞状況の打開を図るなど、一歩踏み込んだ対応を行わなかったことについて「不適切」と評価され、また、法律相談において他の選択肢があることを示されていたにもかかわらず、本件委託業者の見積額を詳細に検討することなく、本件契約の内容を確定させようとしたことについて、「年度末に向けて拙速に契約内容を確定させようとする対応をした点において不適切」と評価されるなど、結果として、市民の疑惑や不信を招いた。

（職員3）

令和5年3月31日に締結した「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかわり、局の計理・契約事務を所管する課長であるにもかかわらず、本件契約の契約金額交渉期間中である令和5年2月下旬頃から3月下旬までの間に2回、勤務時間外に、本件委託業者が保有する会議室にて、自身の食べ物や飲料を購入して持ち寄り、本件委託業者担当者と飲食をしながら話をした。

上記行為について、令和7年1月30日付け外部監察専門委員による報告書において、「公正契約職務執行マニュアル違反となる関係業者との会食に当たるものであって、不適正なもの」と意見された。

また、上司である局長の承諾や指示を受けたうえで、契約金額交渉担当部署の職員ではないにもかかわらず、本件委託業者と連絡を取り合って調整を試み、局内で契約金額交渉担当部署の積算額を大きく引き上げる言動をするなどした。

これらの行為について、同報告書において、「業者から求められるままに」価格を「定めようと意図し」ていたとまでは認められないものの、「公正契約職務執行マニュアルの趣旨に反する不適正なもの」と意見された。

上記一連の行為により、結果として、市民の疑惑や不信を招いた。

（職員4）

令和5年3月31日に締結した「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかわり、鯨体の海洋沈下が完了した後の令和5年1月23日、勤務時間外に、元同僚である本件委託業者担当者を慰労する趣旨で、本件委託業者に私費で購入したお酒を届けた。

上記行為について、令和7年1月30日付け外部監察専門委員による報告書において、「大阪市職員基本条例第4条第2項に抵触し、適正な行為であったとは言えない」と意見されるなど、結果として、市民の疑惑や不信を招いた。

（職員5）

令和5年3月31日に締結した「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかわり、本件業務を所管する課長として、本件契約の締結に向けて適切な対応・交渉等を行うべき職責を有していたにもかかわらず、これが不十分であったことから、令和7年1月30日付け外部監察専門委員による報告書において、「初動対応、本件委託事業者との交渉の進め方について不適切な対応・行為があった」と意見されるなど、結果として、市民の疑惑や不信を招いた。

4 対応策

大阪港湾局においては、各調査結果等を受けて、契約事務研修、公正契約職務執行マニュアルに関する研修に加え、コンプライアンス、マネジメント研修、幹部職員との意見交換、職員行動指針の改訂や職員心得の策定、鯨類対処マニュアルの策定などを行い、毎月服務規律委員会を開催するなど、改善策を講じてきました。

来年度以降も引き続き、これらの研修等を継続して実施するとともに、「コンプライアンス」、「マネジメント」、「ガバナンス」の向上に取り組みます。

また、関係業者等との関係において、市民等の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎み、透明性の高い行政運営を行うことにより、職員一丸となって不適切な事案を生じさせない組織を確立し、再発防止につなげてまいります。

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.